

令和6年度

監査結果報告書

財政援助団体監査

- (大分市中央通り歩行者天国推進委員会)
- (おおいた人とみどりふれあいいち実行委員会)
- (おおいた夢色音楽祭実行委員会)
- (大分市中学校体育連盟)

指定管理者監査

- (ファビルス・プランニング大分共同事業体)

大分市監査委員



監査第771号
令和6年12月19日

大分市長 足立信也 殿
大分市議会議長 二宮 博 殿

大分市監査委員 永松 薫

大分市監査委員 古庄 研二

大分市監査委員 今山 裕之

大分市監査委員 帆秋 誠悟

監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項及び第5項の規定による財政援助団体等監査を大分市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

財政援助団体監査結果報告

1 監査の対象及び監査の期間

監 査 の 対 象		監 査 の 期 間
大分市中央通り歩行者天国 推進委員会	左記の財政援助団体が令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）に本市から交付を受けた補助金に係る出納その他の事務及び担当部局の補助金交付等に係る事務	令和6年8月8日～ 令和6年11月27日
おおいた人とみどり ふれあいいち実行委員会		
おおいた夢色音楽祭実行 委員会		
大分市中学校体育連盟		

※おおいた人とみどりふれあいいち実行委員会については、調査の中で確認する必要が生じたため、令和6年度（令和6年4月1日～令和6年8月31日）に係る出納事務についても監査した。

2 監査の実施場所

監査対象の財政援助団体を所管する部局及び財政援助団体の事務執行事務所等

3 監査の方法

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助の目的に沿って事業は適切に行われているか、また、その経理は適正に行われているか等に着眼して監査を実施した。

あわせて、地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定により、所管部局の補助金等交付に係る事務が適切に行われているかについて監査を実施した。

4 監査の着眼点

区分	着 眼 点
団 体 関 係	<ol style="list-style-type: none">1 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。2 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。3 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。4 出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。5 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。6 会計処理上の責任体制は確立されているか。
所 管 課 関 係	<ol style="list-style-type: none">1 補助金等の決定は法令等に適合しているか。また、補助金等の交付に係る基準等は整備されているか。2 補助金等の交付目的は明確であり、その効果が十分達せられているか。また、公益上の必要性は十分か。3 補助金等の条件その他補助等に関する通知等の内容は明確か。4 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。5 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。6 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

5 団体の概要及び監査の結果等

大分市中央通り歩行者天国推進委員会

(1) 補助金等名 歩行者天国実施補助金

(2) 所管部局・課 商工労働観光部 商工労政課

(3) 財政援助の目的

当事業は、市道中央通り線で行われる「歩行者天国」に対して補助金を交付することにより、中心市街地の活性化による本市全域の活性化はもとより、県内経済の活性化を図ることを目的としている。

(4) 事業の概要

ア 事業費 19,507,191 円

イ 事業内容

第17回大分市中央通り歩行者天国

(ア) 期間 令和5年5月27日(土) 正午～午後3時
(交通規制/午前11時～午後4時)

(イ) 会場 大分市中央通り

(ウ) 来場者数 約2万3,000人

(エ) 内容 おおいたなかよしマーケット、宇宙港クイズ大会、
ホコ天地、大分駅ぶんぶん号 等

第18回大分市中央通り歩行者天国

(ア) 期間 令和5年8月26日(土) 午後4時～午後7時
(交通規制/午後3時～午後8時)

(イ) 会場 大分市中央通り

(ウ) 来場者数 約2万2,000人

(エ) 内容 まるっとのりものまちなか大集合、大道芸、
大分駅ぶんぶん号 等

第19回大分市中央通り歩行者天国

(ア) 期間 令和5年10月28日(土) 正午～午後3時
(交通規制/午前11時～午後4時)

(イ) 会場 大分市中央通り

(ウ) 来場者数 約2万6,000人

(エ) 内容 消防フレンドパーク、ミニスポーツ広場、
大分駅ぶんぶん号 等

ウ 財政援助額 19,468,134 円

(5) 監査の結果

ア 団体に対する事項

特に指摘事項はなかった。

イ 所管課に対する事項

特に指摘事項はなかった。

おおいた人とみどりふれあいいち実行委員会

(1) 補助金等名 おおいた人とみどりふれあいいち実行委員会補助金

(2) 所管部局・課 都市計画部 公園緑地課

(3) 財政援助の目的

当事業は、「豊かな自然を活かし、緑と花に囲まれたまちづくり」をテーマに、市民一人ひとりの身近な花や緑を育てる意識を高揚・定着させ、健康で文化的な生活を営む魅力のある街づくりを目的としている。

(4) 事業の概要

ア 事業費 18,863,098 円 (令和5年度 第31回 第32回)
9,408,185 円 (令和6年度 第32回)

イ 事業内容

第31回おおいた人とみどりふれあいいち

- (ア) 期 間 令和5年3月21日(火)～令和5年5月7日(日)
- (イ) 会 場 大分市平和市民公園(多目的広場)
- (ウ) 来場者数 60,295人
- (エ) 内 容 花壇コンクール、フォトコンテスト、
庭木、果樹苗木、盆栽等の販売 等

第32回おおいた人とみどりふれあいいち

- (ア) 期 間 令和6年3月20日(水)～令和6年5月6日(月)
- (イ) 会 場 大分市平和市民公園(多目的広場)
- (ウ) 来場者数 50,070人
- (エ) 内 容 花壇コンクール、フラワーアレンジメント教室、
庭木、果樹苗木、盆栽等の販売 等

ウ 財政援助額 17,887,000 円(令和5年度 第31回 第32回)
8,567,000 円(令和6年度 第32回)

(5) 監査の結果

ア 団体に対する事項

(要望事項)

(ア) 経理事務は市に準じているものの、実行委員会独自の会計規程が整備されておらず、消耗品の購入契約事務に係る書面による意思決定が行われる前に納品されているものが見受けられた。

今後は、経理事務手続を明確にするため、会計の事務取扱等を見直し適切な事務処理をされるよう要望する。

イ 所管課に対する事項

(要望事項)

(ア) 財政援助団体において、経理事務は市に準じているものの、実行委員会独自の会計規程が整備されておらず、消耗品の購入契約事務に係る書面による意思決定が行われる前に納品されているものが見受けられた。

今後は、経理事務手続を明確にするため、会計の事務取扱等の見直しについて財政援助団体へ指導されるよう要望する。

おおいた夢色音楽祭実行委員会

(1) 補助金等名 おおいた夢色音楽祭実行委員会助成金

(2) 所管部局・課 企画部 文化振興課

(3) 財政援助の目的

当事業は、大分市が日本における「西洋音楽発祥の地」であることにちなみ、道行く人が心和むような「音楽のまち大分」を実現し、大分の新たな魅力を全国に発信する「おおいた夢色音楽プロジェクト」の象徴である音楽祭を開催することにより、音楽文化の振興と地域社会の活性化を図ることを目的としている。

(4) 事業の概要

ア 事業費 13,893,657 円

イ 事業内容

令和5年度 おおいた夢色音楽祭 2023

(ア) 期間 令和5年10月21日(土)～22日(日)

(イ) 会場 お部屋ラボ 祝祭の広場、大分市中心部商店街、ふないアクアパーク ほか

(ウ) 来場者数 77,000 人

(エ) 内容

○みゅーじふる・たうん (ストリートライブ)	12:00～17:00
○HSSS～High School Student Stage～	(21日) 11:30～11:50
○夢色ミュージックコンテスト 2023	(21日) 18:30～21:00
○夢色ブラスチャレンジ 2023	(22日) 11:30～11:50
○ボーカル発掘チャレンジ in 若草公園	(22日) 13:00～14:50
○ファイナルナイト・ジャム	(22日) 18:30～20:00
○リズムみんなの夢色レストラン	11:00～20:00

ウ 財政援助額 9,971,605 円

(5) 監査の結果

ア 団体に対する事項

特に指摘事項はなかった。

イ 所管課に対する事項

(要望事項)

(ア) 財政援助団体の担当者と補助金の交付事務を行う市の担当者が同一人となっていたため、チェック機能が十分に働いていなかった。

今後は、市と団体の事務区分を明確にし、チェック体制の強化に努められるよう要望する。

大分市中学校体育連盟

(1) 補助金等名 大分市立中学校体育・文化振興費補助金

(2) 所管部局・課 教育部 体育保健課

(3) 財政援助の目的

県・市を代表して、県・九州・全国大会に出場するために要する経費を補助することにより、保護者負担の軽減を図るとともに大分市立中学校の生徒が所属する大分市中学校体育連盟の運営費を助成することにより、生徒の健全な心身の育成に寄与することを目的としている。

(4) 事業の概要

ア 事業費 9,450,898 円

イ 事業内容

(ア) 各種体育団体との協力

(イ) 体育大会の開催及び参加

・第61回大分市中学校総合体育大会

(開催期間：令和5年6月7日～22日)

・令和5年度大分市中学校新人体育大会

(開催期間：令和5年10月4日～6日)

・大分市中学校駅伝競走大会

(開催日：令和5年10月17日)

(ウ) 中学校体育に関する調査及び実施指導

(エ) 体育に関する施設・資材の研究及び調査・充実

(オ) その他本連盟の目的達成に必要な事業

ウ 財政援助額 4,922,880 円

(5) 監査の結果

ア 団体に対する事項

(要望事項)

(ア) 会計規程が整備されておらず、支出の内訳や会計伝票が明確に整理できていなかった。

今後は、経理事務手続を明確にするため、会計の事務取扱等を見直し適切な事務処理をされるよう要望する。

イ 所管課に対する事項

(要望事項)

(ア) 財政援助団体において、会計規程が整備されておらず、支出の内訳や会計伝票が明確に整理できていなかった。

今後は、経理事務手続を明確にするため、会計の事務取扱等の見直しについて財政援助団体へ指導されるよう要望する。

指定管理者監査結果報告

1 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
ファビルス・プランニング 大分共同事業体	左記の指定管理者が行った公の施設の管理に係る令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の出納その他の事務及び担当部局の指定管理に係る事務	令和6年8月8日～ 令和6年11月27日

2 監査の実施場所

監査対象の指定管理者を所管する部局及び指定管理者の事務執行事務所等

3 監査の方法

地方自治法第199条第7項の規定により、施設の管理は関係法令、協定書等の定めるところにより適正に行われているか、また、その会計経理事務は適正に行われているか等に着眼して監査を実施した。

あわせて、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定により、団体に對する所管部局の指導・監督が適切に行われているかについて監査を実施した。

4 監査の着眼点

区分	着 眼 点
団体関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設は関係法令、条例等の定めるところにより適切に管理されているか。 2 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。 3 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。 4 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。 5 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。 6 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。
所管課関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。 2 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。 3 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。 4 協定書には、必要事項が適正に記載されているか。 5 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。 6 事業報告書の点検は適切になされているか。 7 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

5 団体の概要及び監査の結果等

ファビルス・プランニング大分共同事業体

(1) 施設名 大分市大洲総合体育館

(2) 所管部局・課 企画部 スポーツ振興課

(3) 指定管理の概要

ア 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

イ 指定管理業務の内容

- ① 管理施設の使用許可に関する業務
- ② 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ③ 管理物件の維持管理に関する業務
- ④ 管理施設の利用促進及び市民の体育並びにスポーツの振興を図る業務
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、大分市又は指定管理者が必要と認める業務

ウ 指定管理料 66,300,000円（令和5年度）

(4) 監査の結果

ア 指定管理者に対する事項

(ア) 施設管理に関する事務が適正でないもの

大分市大洲総合体育館条例施行規則の規定では、総合体育館の休館日については、指定管理者が特に必要と認める場合において市長の承認を得たときは、休館日を変更することができることとされている。

しかしながら、イベント等による臨時開館日の設定について、承認を得ずに臨時開館しているものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

イ 所管課に対する事項

(ア) 備品の管理が適正でないもの

① 大分市物品取扱規則の規定では、寄附等により備品の受入れをしたときは、物品取得通知書により会計管理者に通知しなければならないと定められており、また、備品台帳を備えて整理することとされている。

しかしながら、県から市に総合体育館が移管された際に引き継いだ備品について、物品取得通知書による会計管理者への通知を行わず、備品台帳に登録していないものが見受けられ、その後の必要な手続きが行われていなかった。

今後は、規則等に従い適正な備品管理をされたい。

② 基本協定書に基づき貸与している備品等について、指定管理者が備品台帳を備えて整理するよう十分な指導が行われていなかった。

今後は、適正な備品管理を行うため、指定管理者に対して備品台帳を整備するよう指導されたい。

(要望事項)

- (ア) 指定管理者に貸与した備品について、故障して使用できなくなった備品が処分されないまま保管されていたことから、不用備品が発生した場合は、処分等必要な措置を講じられるよう要望する。